

各市町村介護保険担当課長 殿

山形県健康福祉部長寿社会政策課長

介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底 について

新型コロナウイルス感染症への対応については、多大なる御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、報道にありますとおり、県内で新型コロナウイルスの感染が拡大しております。

特に、高齢者が感染した場合には、重症化すると言われており、また、介護施設・事業所等の関係者が感染した場合には、サービスの休止を余儀なくされ、入所者・利用者等関係者に重大な影響を与えてしまうことになります。

介護施設・事業所等における感染は、絶対に避けなければならない、そのためには、すべての介護保険施設・事業所等において、日常での取組みを徹底することが必要となります。

つきましては、今般の県内での拡大状況を踏まえ、貴市町村指定の各介護施設・事業所等に対しまして、下記の事項について確認いただくこと及び対応に万全を期していただくことについてお知らせくださるよう、改めてよろしくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスに関連して、御意見・御質問がある場合は、下記担当までお寄せくださるようお願いいたします（様式自由）。

記

1 感染の拡大防止について

(1) 介護保険最新情報（vol.808）について

これまでも、再三、注意喚起してきたところですが、国では、介護保険最新情報（vol.808）において、新型コロナウイルスに係る施設・事業所の対応について総括的に整理しておりますので、再度、自らの取組みを確認してくださるようお願いいたします。

また、介護保険最新情報 vol.808 から、利用者の状況に応じた対応を整理した表を抜粋しましたので、職員間で情報共有してくださるようお願いいたします。

【提供資料】

- ① 利用者の状況に応じた対応について（介護保険最新情報 vol.808 より抜粋）
- ② 介護保険最新情報 vol.808 の全体版

(2) 面会の制限について

特に、入所施設においては、施設外からの感染の持込み以外に感染することは考えにくく、このため、面会の制限については、入所者及びその御家族に丁寧な説明を行ったうえで、対応の徹底を図ってください。

なお、面会を可能とする「緊急やむを得ない場合」とは、看取り等を想定したものとなっております。

(3) 感染拡大防止の取組みの周知について

入所者・利用者等が安心してサービスを受けるうえでは、各施設・事業所等における感染の拡大防止の取組みをお知らせすることも重要ですので、各施設・事業所等内に取組み内容を掲示するなどの周知についても、御検討ください。

2 知事メッセージ及び県民への緊急のお願いの徹底について

4月11日、知事から県民の皆様へメッセージをお送りしております（別紙）。

また、別添チラシのとおり、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための緊急のお願い」を県民の方に呼び掛けております。

各介護施設・事業所等においては、これらの趣旨を十分に踏まえたうえで、サービス提供を行っていただくとともに、各職員、入所者・利用者等に対しても、これらの内容を周知するようお願いいたします。

特に、これまで県内で発生した事例の多くは、県外からの訪問者が関与しており、別添チラシの

「3 県外との往来の自粛」

「4 法事などの行事への県外参加者の見合わせ」

「5 県外、特に緊急事態宣言の対象地域から転入した方の2週間の自宅待機等」

については、必ず順守するよう職員等に徹底してください。

3 御意見・御質問についての送付先

山形県健康福祉部長寿社会政策課 課長補佐（介護事業担当） 山口

電子メールアドレス：ychoju@pref.yamagata.jp

電話番号：023-630-3120 F A X 023-630-3321

山形県健康福祉部長寿社会政策課 課長補佐（介護事業担当） 山口 電話番号：023-630-3120 F A X：023-630-3321
